

7.3 特定粉じん排出等作業完了届の提出

関係規程：条例第54条第1～2項 / 条例規則第30条第1～4項

特定粉じん排出等作業実施届出書を提出した発注者（又は自主施工者）は、特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に札幌市長へ特定粉じん排出等作業完了届を提出する必要があります。



対象工事	特定粉じん排出等作業実施届出書を提出した工事 (レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業)
提出期限	特定粉じん排出等作業が完了した日 ^{※1} から60日以内に提出してください。
提出先	札幌市環境局環境対策課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階 電話：011-211-2882 E-Mail：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ●紙で提出 正副2部を上記提出先へ持参又は郵送^{※2}してください。 ●電子メールで提出^{※3} 届出書と添付書類の電子ファイルを上記メールアドレスへ送信^{※2}してください。

- ※1 解体等工事の終了日ではなく、除去等が終了し、作業場の隔離養生等を撤去した日
- ※2 各日の閉庁時間（17時15分～23時59分、土日祝日及び年末年始）に届いた場合は、翌開庁日が届出書の受付日となります。
- ※3 メールの内容によってはスパムメール等と認識され、札幌市が受信できない場合がありますので、電子メールで提出される場合は、必ずメール送信後に電話等で受信確認の連絡をしてください。
なお、札幌市が受信できる電子メールの添付ファイル容量の上限は1通あたり4MBとなります。

届出様式	条例施行規則の「様式11」に添付書類を添付します。
届出内容 「様式11」 に記入します	● 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	● 特定工事の場所
	● 特定粉じん排出等作業の種類
	● 特定粉じん排出等作業の実施の期間
	● 特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの重量
	● 排出された特定粉じんを運搬した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	● 排出された特定粉じんを処分した施設の名称及び所在地
	● 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
添付書類	● 特定建築材料の種類
	● 特定粉じんの濃度の測定結果又は粉じんの濃度の測定結果 (分析業者による分析結果成績書)
	● 写真等による特定粉じん排出等作業の作業状況の記録 ^{※4}
	○ 建物外観の写真
	○ 事前調査結果等の掲示の写真
	○ 使用機器及び資材の写真
	○ 隔離養生の設置状況の写真
	○ セキュリティゾーンの設置状況の写真
	○ 集じん・排気装置及びその排気口の設置位置の写真
	○ 作業場の負圧の確認状況(マノメータ、スモークテスト等)の写真 ^{※5}
	○ 集じん・排気装置の正常な稼働の確認状況(デジタル粉じん計等)の写真 ^{※5}
	○ アスベスト建材の飛散抑制剤による湿潤化作業の写真
	○ アスベスト建材の除去等作業の写真
	○ 廃石綿等の梱包・一時保管状況の写真
	○ 除去面への飛散防止剤の散布状況の写真
	○ 隔離養生の撤去状況の写真
	○ 特定粉じん濃度測定の測定状況の写真(全ての測定箇所分)
	○ 廃石綿等の廃棄物運搬車両への積込み、積下ろし状況の写真
	○ 廃石綿等を積み込んだ廃棄物運搬車両の荷台状況の写真
	○ 廃棄物運搬車の車両(ナンバープレートがわかるもの)の写真
○ その他、作業基準の遵守状況の写真	
● 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し	
● 廃石綿等を札幌市山口処理場へ搬入した場合は、搬入時の計量伝票の写し	
● 実際に使用した機器及び資材の数量の一覧を記載した書面	

※4 写真には黒板等により撮影日と撮影箇所を明示してください。また、工区が複数ある工事の場合は、全工区分の写真を工区ごとに添付してください。

※5 全ての確認状況ではなく、工区ごとにそれぞれ1回分の写真で構いません。

様式 11

特定粉じん排出等作業完了届

年 月 日

(宛先)札幌市長

〒
届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定粉じん排出等作業が完了しましたので、札幌市生活環境の確保に関する条例第54条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場 所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏 名 等	〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
特定粉じん排出等作業の種類	1 解体作業(2・3を除く。) 2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(かき落とし、切断又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(3を除く。) 3 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4 改造・補修作業		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定粉じん濃度測定結果又は粉じん濃度測定結果	別添のとおり	※備 考	
排出された特定粉じんの重量	kg		
特定粉じんを運搬した者の氏名等	〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
特定粉じんを処分した施設	名 称		
	住 所		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の下請負人の氏名等	〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		

注 ※の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

…必ず添付書類とともに提出してください。